

特別償却の付表の記載項目等一覧表

○ 一覧表目次

No.	制度の名称	頁
1	中小企業者等が取得した機械等の特別償却	1
2	国家戦略特別区域における機械等の特別償却	2
3	国際戦略総合特別区域における機械等の特別償却	3
4	地域経済牽引事業の促進区域内における特定事業用機械等の特別償却	4
5	地方活力向上地域等における特定建物等の特別償却	5
6	中小企業者等が取得した特定経営力向上設備等の特別償却	6
7	認定特定高度情報通信技術活用設備の特別償却	8
8	情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の特別償却	9
9	特定船舶の特別償却	11
10	港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	13
11	被災代替資産等の特別償却	14
12	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	16
13	特定事業継続力強化設備等の特別償却	17
14	共同利用施設の特別償却	18
15	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	19
16	生産方式革新事業活動用資産等の特別償却	20
17	特定地域における工業用機械等の特別償却	21
18	特定地域における産業振興機械等の割増償却	23
19	医療用機器等の特別償却	25
20	事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	26
21	輸出事業用資産の割増償却	27
22	特定都市再生建築物の割増償却	28
23	倉庫用建物等の割増償却	29
24	特定復興産業集積区域における機械等の特別償却	30
25	企業立地促進区域等における機械等の特別償却	31

No.	制度の名称	頁
26	避難解除区域等における機械等の特別償却	32
27	特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却	33
28	新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却	34
29	被災代替船舶又は被災代替資産等の特別償却	35
30	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	37
31	新たに創設された特別償却又は割増償却	39

〔略語〕

措置法……………租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）

措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）

震災特例法……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）

震災特例法令……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成 23 年政令第 112 号）

耐用年数省令……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）

耐用年数通達……………昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4－25 ほか 1 課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」

特別償却の付表の記載項目等一覧表

番号		1
「該当条項1」の上段	①	中小企業者等が取得した機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法42の6①一～五、令7旧措置法42の6①一～五
「取得価額又は支出金額8」	②	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額又は取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (2)及び(3)のうち取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 一定の機械及び装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの (2) 一定の工具…1台若しくは1基の取得価額が120万円以上のもの又はその取得価額の合計額が120万円以上のもの（1台又は1基の取得価額が30万円以上のものに限ります。） (3) 一定のソフトウェア…一の取得価額が70万円以上のもの又はその取得価額の合計額が70万円以上のもの（法人税法施行令第133条又は第133条の2の規定の適用を受けるものを除きます。）
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	(1) (2)以外の場合…「8」の金額 (2) その減価償却資産が船舶である場合…「8」の金額に100分の75を乗じて計算した金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	「30」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	その減価償却資産が措置法第42条の6第1項第5号に掲げる船舶で一定のものに該当する場合は、国土交通大臣に措置法規則第20条の3第7項の届出を行った年月日を記載し、（ ）内に届出と記載します。 なお、国土交通大臣の同項の届出があった旨を証する書類の写しの添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) その減価償却資産がコインランドリー業の用に供する機械及び装置である場合において、次のいずれかに該当しないときは、「対象外の業用資産に非該当」と記載します。 イ そのコインランドリー業が主要な事業でないこと。 ロ その機械及び装置の管理のおおむね全てを他の者に委託するものであること。 なお、上記イ及びロのいずれにも該当する場合には、この制度の適用はありません。 (2) その減価償却資産が措置法第42条の6第1項第3号に掲げるソフトウェアのうち国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証を受けることを要件としているものである場合には、その評価及び認証の有無を記載します。 (3) 措置法第42条の12の4第1項に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当する法人について、当該特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に同項第2号に掲げる減価償却資産が記載されているものに該当しない場合には、「対象外の法人に非該当」と記載します。 なお、該当する場合には、この制度の適用はありません。

番号		2
「該当条項1」の上段	①	国家戦略特別区域における機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法42の10①一・二
「取得価額又は支出金額8」	②	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額又は取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (3)のうち取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が2,000万円以上のもの (2) 器具及び備品（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるもので、耐用年数省令別表第六の中欄に掲げる固定資産に限り、以下2において同じです。）…1台又は1基の取得価額が1,000万円以上のもの (3) 建物及びその附属設備並びに構築物…一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) (2)以外の特定機械装置等 イ 機械及び装置又は器具及び備品…「45」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「23」 (2) 平成31年3月31日以前に受けた国家戦略特別区域法施行規則第3条第4項に規定する国家戦略特別区域担当大臣の確認に係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等 イ 機械及び装置又は器具及び備品…「50」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「25」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	国家戦略特別区域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画の内閣総理大臣による認定を受けた年月日を記載し、（ ）内に認定と記載します。 (2) 平成31年3月31日以前に受けた国家戦略特別区域法施行規則第3条第4項に規定する国家戦略特別区域担当大臣の確認に係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等の取得等をした場合に、その確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日を記載し、（ ）内に計画記載と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		3
「該当条項1」の上段	①	国際戦略総合特別区域における機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法42の11①一・二
「取得価額又は支出金額8」	②	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額又は取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (3)のうち取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が2,000万円以上のもの (2) 器具及び備品（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるもので、耐用年数省令別表第六の中欄に掲げる固定資産に限り、以下3において同じです。）…1台又は1基の取得価額が1,000万円以上のもの (3) 建物及びその附属設備並びに構築物…一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1億円以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) (2)以外の特定機械装置等 イ 機械及び装置又は器具及び備品…「30」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「15」 (2) 令和6年3月31日以前に受けた総合特別区域法第26条第1項の規定による指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等 イ 機械及び装置又は器具及び備品…「34」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「17」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	国際戦略総合特別区域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 総合特別区域法第26条第1項に規定する認定地方公共団体による指定を受けた年月日を記載し、（ ）内に指定と記載します。 (2) 令和6年3月31日以前に受けた総合特別区域法第26条第1項の規定による指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等の取得等をした場合に、その指定に係る指定法人事業実施計画に記載されることとなった年月日を記載し、（ ）内に計画記載と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		4
「該当条項1」の上段	①	地域経済牽引事業の促進区域内における特定事業用機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法42の11の2①一・二、令7旧措置法42の11の2①一・二
「取得価額又は支出金額8」	②	一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が次の取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (1) 令和7年4月1日以後に地域経済牽引事業計画について地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた場合…1億円以上のもの (2) (1)以外の場合…2,000万円以上のもの 取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	(1) (2)以外の場合…「8」の金額 (2) 適用を受ける一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合…「14」のうちに占める個々の特定事業用機械等の「8」の金額の割合を80億円に乗じて計算した金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた法人が承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限ります。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品…「50」 (2) 令和7年4月1日以後に取得等をした機械及び装置並びに器具及び備品（(1)に該当するものを除きます。）…「35」 (3) 令和7年4月1日前に取得等をした機械及び装置並びに器具及び備品（(1)に該当するものを除きます。）…「40」 (4) 建物及びその附属設備並びに構築物…「20」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	次の場合に、その合計額を記載します。 (1) 取得価額の合計額により要件を満たす場合（(2)に該当する場合を除きます。） (2) 取得価額の合計額が上限額（80億円）を超える場合
「区域の名称等15」	⑥	地域経済牽引事業の促進区域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 承認地域経済牽引事業計画について、都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた年月日を記載し、（ ）内に承認と記載します。 (2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する承認地域経済牽引事業について、主務大臣の確認を受けた年月日を記載し、（ ）内に確認と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	その減価償却資産の属する一の特定地域経済牽引事業施設等について、新設又は増設の区分を記載します。

番号		5
「該当条項1」の上段	①	地方活力向上地域等における特定建物等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法42の11の3①、令6旧措置法42の11の3①
「取得価額又は支出金額8」	②	一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が次の取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (1) 当該法人が中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）である場合…1,000万円以上のもの (2) (1)以外の場合で令和6年3月31日以前に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合…2,500万円以上のもの (3) (1)及び(2)以外の場合…3,500万円以上のもの 取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	(1) (2)以外の場合…「8」の金額 (2) 令和6年4月1日以後に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合で、適用を受ける一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるとき…「14」のうちに占める個々の特定建物等の「8」の金額の割合を80億円に乗じて計算した金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合…「25」 (2) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が拡充型計画である場合…「15」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	次の場合に、その合計額を記載します。 なお、(1)及び(2)に該当する場合には、(2)の合計額を記載し、(1)の合計額については「その他参考となる事項17」に記載します。 (1) 取得価額の合計額により要件を満たす場合 (2) 取得価額の合計額が上限額（80億円）を超える場合
「区域の名称等15」	⑥	地方活力向上地域等の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、都道府県知事による認定を受けた年月日を記載し、（ ）内に認定と記載します。 なお、特定建物が認定を受けた日の翌日から同日以後3年を経過する日までの期間に取得等をしたものでない場合には、この制度の適用はありません。 (2) 認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までに認定を取り消されたときは、認定を取り消された年月日を記載し、（ ）内に取消しと記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には「移転型計画」と、拡充型計画である場合には「拡充型計画」と記載します。 (2) ⑤の(1)及び(2)に該当する場合には、②の一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載します。（例：建物等の取得価額の合計額〇円）

番号		6
「該当条項1」の上段	①	中小企業者等が取得した特定経営力向上設備等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法42の12の4①一・二イロ、令7旧措置法42の12の4①
「取得価額又は支出金額8」	②	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額又は取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (2)ハのうち取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 令和7年4月1日以後に取得等をした措置法第42条の12の4第1項第1号に掲げる減価償却資産又は同日前に取得等をした減価償却資産 イ 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ロ 工具、器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの ハ 建物附属設備…一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの ニ ソフトウェア…一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの (2) 令和7年4月1日以後に取得等をした措置法第42条の12の4第1項第2号に掲げる減価償却資産（以下6において「特定機械装置等」といいます。） イ 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの ロ 工具、器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの ハ 建物及びその附属設備…一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの ニ ソフトウェア…一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	(1) (2)以外の場合…「8」の金額 (2) 適用を受ける一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が60億円を超える場合…「14」のうちに占める個々の特定機械装置等の「8」の金額の割合を60億円に乗じて計算した金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) (2)以外の減価償却資産…即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。 (2) 次に掲げる特定機械装置等 イ 機械及び装置、工具、器具及び備品並びにソフトウェア…即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。 ロ ハ以外の建物及びその附属設備…「15」 ハ 特定建物等…「25」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	次の場合に、その合計額を記載します。 なお、(1)及び(2)に該当する場合には、(2)の合計額を記載し、(1)の合計額については「その他参考となる事項17」に記載します。 (1) 取得価額の合計額により要件を満たす場合 (2) 特定機械装置等の取得価額の合計額が上限額（60億円）を超える場合
「区域の名称等15」	⑥	生産性向上設備、収益力強化設備、デジタル化設備、経営資源集約化設備又は経営規模拡大設備の区分を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 経営力向上計画について、中小企業等経営強化法第17条第1項又は第18条第1項の主務大臣による認定を受けた年月日を記載し、（ ）内に認定と記載します。 なお、適用を受ける特定経営力向上設備等が記載された経営力向上計画に係る認定申請書の写し及びその認定申請書に係る認定書の写しの添付が必要となります。 (2) 中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第2号に規定する設備（収益力強化設備）、同項第3号に規定する設備（経営資源集約化設備）若しくは同条第3項に規定する設備等（経営規模拡大設備）又は令和7年改正前の中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第3号に規定する設備（デジタル化設備）に該当することについて、その投資計画につき、各規定による経済産業大臣の確認を受けた年月日を記載し、（ ）内に確認と記載します。

番号		6
		なお、この確認を受けた投資計画に記載されていない設備については、経営力向上設備等に該当しません。 (3) その減価償却資産が特定機械装置等である場合には、中小企業等経営強化法施行規則第16条第4項の規定による経済産業大臣への報告を行った年月日を記載し、() 内に報告と記載します。 なお、経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類の添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第1号の設備（生産性向上設備）に該当することについて、工業会等が発行する証明書を経営力向上計画の認定申請書に添付することとされています。 この証明書は、工業会等が任意に発行しているものですが、本制度の適用を受けられる設備かどうかの参考となりますので、本欄に証明書の発行を受けた旨を記載するとともに、経営力向上計画の写しと併せてその写しを添付してください。 (2) ⑦の(2)の確認の際に交付された確認書の番号を記載します。(例：確認番号〇〇) なお、この確認書の交付を受けた場合には、その写しを添付してください。 (3) ⑤の(1)及び(2)に該当する場合には、②の(2)ハに掲げる一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額を記載します。(例：建物等の取得価額の合計額〇円) (4) その減価償却資産が発電設備等である場合に、経営力向上計画に記載された実施時期のうちその発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、その発電設備等により発電されることが見込まれる電気量のうち販売を行うことが見込まれる電気量の割合が50%以下であれば「販売50%以下の発電設備等」と記載します。 なお、50%を超える場合は、この制度の適用はありません。 (5) その減価償却資産がコインランドリー業又は令和7年4月1日前に申請がされた経営力向上計画に記載された暗号資産マイニング業の用に供する設備等である場合において、次のいずれかに該当しないときは、「対象外の業用資産に非該当」と記載します。 イ そのコインランドリー業又は暗号資産マイニング業が主要な事業でないこと。 ロ イに該当する場合において、その設備等の管理のおおむね全てを他の者に委託するものであること。 なお、上記イ及びロのいずれにも該当する場合には、この制度の適用はありません。 また、令和7年4月1日以後に申請がされた経営力向上計画に記載された暗号資産マイニングの用に供する設備等は、この制度の適用はありません。 (6) その減価償却資産が措置法令第27条の12の4第1項に規定するソフトウェアのうち国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証を受けることを要件としているものである場合には、その評価及び認証の有無を記載します。

番号		7
「該当条項1」の上段	①	認定特定高度情報通信技術活用設備の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		令7旧措置法42の12の6①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	「30」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項又は第10条第1項の主務大臣による認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 (2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第34条第1項第6号に定める主務大臣の同法第28条の確認を受けた年月日を記載し、()内に確認と記載します。 なお、同条の確認を受けたことを証する書類の写しの添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		8
「該当条項1」の上段	①	情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法42の12の6①、令7旧措置法42の12の7①②
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	(1) (2)及び(3)以外の場合…「8」の金額 (2) 令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合において対象資産合計額（令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項に規定する対象資産合計額をいいます。）が300億円を超えるとき…「資産の取得価額等の合計額14」のうちに占める個々の情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産の「8」の金額の割合を300億円に乗じて計算した金額 (3) 措置法第42条の12の6第1項の規定の適用を受ける場合において認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得等をした生産工程効率化等設備の取得価額の合計額が500億円を超えるとき…「14」のうちに占める個々の生産工程効率化等設備の「8」の金額の割合を500億円に乗じて計算した金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産…「30」 (2) 生産工程効率化等設備…「50」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	取得価額の合計額が上限額（300億円又は500億円）を超える場合に、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の区分を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 認定事業適応計画について、産業競争力強化法の事業適応計画の主務大臣による認定を受けた年月日を記載し、（ ）内に認定と記載します。 なお、この制度の適用を受ける情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備が記載された認定事業適応計画に係る認定申請書等の写し及びその認定申請書等に係る認定書等の写しの添付が必要となります。 (2) 令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合は、産業競争力強化法の認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応が生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することの主務大臣の確認を受けた年月日を記載し、（ ）内に確認と記載します。 なお、この確認に係る確認書の写しの添付が必要となります。 (3) 令和5年4月1日前に認定の申請がされた認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応に係る情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産で、同日以後に取得等をしたもの又は同日以後に支出したものについては、令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項又は第2項の適用はありません。 ただし、これらの情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産であっても、同日以後に変更の認定の申請がされ、その変更の認定があったときは、その変更後の認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応に係るものについては、令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項又は第2項の適用があります。 (4) 令和6年4月1日前に認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備で、同日以後に取得等をしたものについては、措置法第42条の12の6第1項の適用はありません。

番号		8
		ただし、同日以後に変更の認定の申請がされ、その変更の認定があったときは、その変更後の認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備に係るものについては、措置法第42条の12の6第1項の適用があります。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項の規定の適用を受ける場合において、特定ソフトウェアの新設又は増設を行った場合は「特定ソフトウェアの新增設有」と、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）の支出を行った場合には「ソフトウェアの利用に係る費用の支出有」と、いずれも行った場合は「特定ソフトウェアの新增設及びソフトウェアの利用に係る費用の支出有」と記載します。 なお、いずれも行っていない場合には、令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項の規定の適用はありません。 (2) 令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項の規定の適用を受ける場合において、これらの規定の適用を受ける資産が、主として令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限ります。）に該当しない場合に「産業試験研究用非該当」と記載します。 なお、該当する資産については、令和7年改正前の措置法第42条の12の7第1項の規定の適用はありません。

番号		9																																																								
「該当条項1」の上段	①	特定船舶の特別償却																																																								
「該当条項1」の中段・下段		措置法43①一～四、令5旧措置法43①一～三																																																								
「取得価額又は支出金額8」	②																																																									
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。																																																								
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 令和5年7月1日以後に取得等をした特定船舶（(2)に規定する経過特定船舶を除きます。）について、次の表の「特定船舶の区分」に応じた償却率を記載します。																																																								
		<table><tr><th colspan="4">特定船舶の区分</th><th>償却率</th></tr><tr><td rowspan="16">外航船舶</td><td rowspan="8">特定外航船舶のうち 認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作されたもの</td><td rowspan="2">本邦対外船舶運航事業用船舶</td><td>特定先進船舶</td><td>日本船舶</td><td>32</td></tr><tr><td></td><td>日本船舶以外の船舶</td><td>30</td></tr><tr><td rowspan="6">本法対外船舶運航事業用船舶以外の船舶</td><td rowspan="2">特定先進船舶以外の船舶</td><td>日本船舶</td><td>29</td></tr><tr><td></td><td>日本船舶以外の船舶</td><td>27</td></tr><tr><td rowspan="2">特定先進船舶</td><td>日本船舶</td><td>30</td></tr><tr><td></td><td>日本船舶以外の船舶</td><td>28</td></tr><tr><td rowspan="2">特定先進船舶以外の船舶</td><td>日本船舶</td><td>27</td></tr><tr><td></td><td>日本船舶以外の船舶</td><td>25</td></tr><tr><td rowspan="4">上記以外の外航船舶</td><td rowspan="2">特定先進船舶</td><td>日本船舶</td><td>20</td></tr><tr><td></td><td>日本船舶以外の船舶</td><td>18</td></tr><tr><td rowspan="2">特定先進船舶以外の船舶</td><td>日本船舶</td><td>17</td></tr><tr><td></td><td>日本船舶以外の船舶</td><td>15</td></tr><tr><td colspan="3" rowspan="2">外航船舶以外の船舶</td><td>環境負荷低減に著しく資するもの</td><td>18</td></tr><tr><td>上記以外のもの</td><td>16</td></tr></table>				特定船舶の区分				償却率	外航船舶	特定外航船舶のうち 認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作されたもの	本邦対外船舶運航事業用船舶	特定先進船舶	日本船舶	32		日本船舶以外の船舶	30	本法対外船舶運航事業用船舶以外の船舶	特定先進船舶以外の船舶	日本船舶	29		日本船舶以外の船舶	27	特定先進船舶	日本船舶	30		日本船舶以外の船舶	28	特定先進船舶以外の船舶	日本船舶	27		日本船舶以外の船舶	25	上記以外の外航船舶	特定先進船舶	日本船舶	20		日本船舶以外の船舶	18	特定先進船舶以外の船舶	日本船舶	17		日本船舶以外の船舶	15	外航船舶以外の船舶			環境負荷低減に著しく資するもの	18	上記以外のもの	16
		特定船舶の区分				償却率																																																				
		外航船舶	特定外航船舶のうち 認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作されたもの	本邦対外船舶運航事業用船舶	特定先進船舶	日本船舶	32																																																			
						日本船舶以外の船舶	30																																																			
				本法対外船舶運航事業用船舶以外の船舶	特定先進船舶以外の船舶	日本船舶	29																																																			
							日本船舶以外の船舶	27																																																		
					特定先進船舶	日本船舶	30																																																			
							日本船舶以外の船舶	28																																																		
					特定先進船舶以外の船舶	日本船舶	27																																																			
							日本船舶以外の船舶	25																																																		
			上記以外の外航船舶	特定先進船舶	日本船舶	20																																																				
						日本船舶以外の船舶	18																																																			
				特定先進船舶以外の船舶	日本船舶	17																																																				
						日本船舶以外の船舶	15																																																			
			外航船舶以外の船舶			環境負荷低減に著しく資するもの	18																																																			
						上記以外のもの	16																																																			
			(2) 令和5年7月1日前に締結した契約に基づき、同日以後に取得をした特定船舶（以下9において「経過特定船舶」といいます。）について、次の表の「経過特定船舶の区分」に応じた償却率を記載します。																																																							
			<table><tr><th colspan="4">経過特定船舶の区分</th><th>償却率</th></tr><tr><td rowspan="6">外航船舶</td><td rowspan="2">特定先進船舶</td><td>日本船舶</td><td></td><td>20</td></tr><tr><td>日本船舶以外の船舶</td><td></td><td>18</td></tr><tr><td rowspan="2">特定先進船舶以外の船舶</td><td>日本船舶</td><td></td><td>17</td></tr><tr><td>日本船舶以外の船舶</td><td></td><td>15</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">外航船舶以外の船舶</td><td>環境負荷低減に著しく資するもの</td><td>18</td></tr><tr><td>上記以外のもの</td><td>16</td></tr></table>				経過特定船舶の区分				償却率	外航船舶	特定先進船舶	日本船舶		20	日本船舶以外の船舶		18	特定先進船舶以外の船舶	日本船舶		17	日本船舶以外の船舶		15	外航船舶以外の船舶		環境負荷低減に著しく資するもの	18	上記以外のもの	16																										
		経過特定船舶の区分				償却率																																																				
		外航船舶	特定先進船舶	日本船舶		20																																																				
				日本船舶以外の船舶		18																																																				
			特定先進船舶以外の船舶	日本船舶		17																																																				
				日本船舶以外の船舶		15																																																				
			外航船舶以外の船舶		環境負荷低減に著しく資するもの	18																																																				
					上記以外のもの	16																																																				

番号		9
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	その特定船舶が特定外航船舶（経過特定船舶を除きます。）である場合には、次により記載します。 (1) 認定外航船舶確保等計画について、海上運送法第39条の2第4項の国土交通大臣による認定を受けた年月日を記載し、（ ）内に認定と記載します。 (2) 認定外航船舶確保等計画に従って導入された特定外航船舶に該当する旨について、海上運送法施行規則第42条の7の9第4項の国土交通大臣による確認を受けた年月日を記載し、（ ）内に確認と記載します。 なお、この場合、国土交通大臣から交付された確認証の写しの添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		10
「該当条項1」の上段	①	港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		令5旧措置法43の2①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 港湾隣接地域のうち緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域内において取得等をした技術基準適合施設…「22」 (2) (1)以外の技術基準適合施設…「18」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	港湾隣接地域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 港湾法第56条の5第3項の規定による港湾管理者からの求めに対し同項の規定による報告（同法第56条の2の2第1項に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限ります。）を行った年月日を記載し、（ ）内に報告と記載します。 また、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間にこの報告を行っていない法人については、この制度の適用はありません。 なお、災害その他やむを得ない事情によりこの報告を行った日以後3年を経過する日までにその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難となった特定技術基準対象施設については、同日の翌日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間にその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施工に伴って取得等をした技術基準適合施設につきこの制度を適用することができます。 この場合、港湾管理者の特定技術基準対象施設がこの報告を行った日以後3年を経過する日までにその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難となったものである旨を国土交通大臣が証する書類の写しの添付が必要となります。 (2) 特定技術基準対象施設が、その部分について行う改良のための工事により港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨の証明がされた年月日を記載し、（ ）内に証明と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	特定技術基準対象施設について、港湾法第56条の2の21第1項の規定による勧告を受けていない場合に「勧告無」と記載します。 なお、勧告を受けている場合には、この制度の適用はありません。

番号		11
「該当条項1」の上段	①	被災代替資産等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法43の2①一・二
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	(1) (2)以外の被災代替資産等…「8」の金額 (2) 被災代替資産（措置法令第28条の3各号に掲げる減価償却資産をいいます。以下11において同じです。）である建物（その附属設備を含みます。以下11において同じです。）のうちその床面積が特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産である建物の床面積の1.5倍を超えるもの…「8」のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 特定非常災害発生日からその翌日以後3年を経過する日までの間の取得等 イ 中小企業者等（中小企業者（適用除外事業者に該当するもの（一定の通算法人である法人を含みます。）を除きます。）又は農業協同組合等をいいます。以下11において同じです。） （イ）建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「18」 （ロ）機械及び装置…「36」 ロ イ以外の法人 （イ）建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「15」 （ロ）機械及び装置…「30」 なお、上記イの「一定の通算法人である法人」とは、通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合における当該通算法人である法人をいいます。 (2) 特定非常災害発生日の翌日以後3年を経過した日以後の取得等 イ 中小企業者等 （イ）建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」 （ロ）機械及び装置…「24」 ロ イ以外の法人 （イ）建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」 （ロ）機械及び装置…「20」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	特定非常災害の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	特定非常災害の発生日を記載し、（ ）内に発災と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) その被災代替資産等が、被災代替資産又はそれ以外の資産（以下11において「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、「被災代替資産」又は「被災区域内供用資産」と記載します。 (2) その被災代替資産等が被災代替資産である場合には、「特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産」及び「被災代替資産」の用途

番号	11
	を次によりそれぞれ記載します。(例：被災建物〇〇用、代替建物〇〇用) イ 建物…「事務所用」、「工場用」等 ロ 構築物…「鉄道業用」、「発電用」等 ハ 機械及び装置…耐用年数通達付表10の「設備の種類」 (3) その被災代替資産が建物である場合には、「特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産」及び「被災代替資産」について、建物全体の床面積をそれぞれ記載します。(例：被災建物〇平方メートル、代替建物〇平方メートル) なお、被災代替資産である建物の床面積が特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産である建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額が対象となる取得価額となりますので、「対象となる取得価額又は支出金額9」には、その相当する部分の金額を記載します。 (4) その被災代替資産等が被災区域内供用資産である場合には、被災区域内供用資産を事業の用に供した区域を記載します。 (5) その被災代替資産等が構築物である場合には、「特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産（被災構築物）」及び「被災代替資産」の規模をそれぞれ記載します。 (6) その被災代替資産が機械及び装置である場合には、被災代替資産が特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産（被災機械装置）に比して、著しく高額でないこと、著しく性能が優れているものでないこと又は著しく仕様が異なるものでないことについて参考となるべき事項を記載します。

番号		12
「該当条項1」の上段	①	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法44①
「取得価額又は支出金額8」	②	機械及び装置にあっては、1台又は1基の取得価額が400万円以上のものであるという取得価額要件を満たすものである必要があります。 建物及びその附属設備にあっては、取得価額要件は、設けられていません。
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 機械及び装置…「12」 (2) 建物及びその附属設備…「6」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の同意年月日を記載し、()内に同意と記載します。 (2) その研究所用の施設を設置することが関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の達成に資することについての国土交通大臣の証明がされた年月日を記載し、()内に証明と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) その施設の用途について、例えば「新素材の研究開発」、「通信技術の研究開発」等の研究開発の目的を記載します。 (2) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設の取得等に必要な資金の額（その研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除きます。）を記載します。 なお、この金額が4億5,000万円（令和7年4月1日前に取得等をした施設にあっては、4億円）に満たない場合には、この制度の適用はありません。 (3) その施設について、新設又は増設の区分に応じ、「新設」又は「増設」と記載します。

番号		13
「該当条項1」の上段	①	特定事業継続力強化設備等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法44の2①、令7旧措置法44の2①
「取得価額又は支出金額8」	②	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額要件を満たすものである必要があります。 (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの (2) 器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの (3) 建物附属設備…一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 令和7年4月1日以後に取得等をした特定事業継続力強化設備等…「16」 (2) 令和7年4月1日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等…「18」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について、中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項の経済産業大臣による認定を受けた年月日を記載し、() 内に認定と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) ⑦の認定を受けた計画の区分に応じ、それぞれ「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」と記載します。 (2) 補助金等をもってその補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等の取得等をしていない場合には、「補助金等受領無」と記載します。 なお、その補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等については、この制度の適用はありません。

番号		14
「該当条項1」の上段	①	共同利用施設の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法44の3①
「取得価額又は支出金額8」	②	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額要件を満たすものである必要があります。 (1) 建物…650万円以上（令和7年4月1日前に取得等をしたものは、600万円以上） (2) (1)以外のもの…400万円以上
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	「6」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	振興計画について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項の厚生労働大臣による認定を受けた年月日を記載し、（ ）内に認定と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		15
「該当条項1」の上段	①	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法44の4①②
「取得価額又は支出金額8」	②	措置法第44条の4第1項に規定する環境負荷低減事業活動用資産にあつては、一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が100万円以上のものという取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 措置法第44条の4第2項に規定する基盤確立事業用資産にあつては、取得価額要件は設けられていません。
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 建物及びその附属設備並びに構築物…「16」 (2) (1)以外のもの…「32」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	(1) 措置法第44条の4第1項の規定の適用を受ける場合は、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項若しくは第20条第1項又は第21条第1項若しくは第22条第1項の都道府県知事による認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 (2) 措置法第44条の4第2項の規定の適用を受ける場合は、基盤確立事業実施計画について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第39条第1項又は第40条第1項の主務大臣による認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 なお、この制度の適用を受ける機械その他の減価償却資産が記載されたその認定に係る基盤確立事業実施計画の写し及び認定通知書の写しの添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		16
「該当条項1」の上段	①	生産方式革新事業活動用資産等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法44の5①一・二
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 生産方式革新事業活動の用に供する設備等を構成する資産のうち、農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合する次の減価償却資産 イ 機械及び装置並びに器具及び備品…「32」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「16」 (2) 生産方式革新事業活動の促進に資する措置の用に供する設備等を構成する機械及び装置のうち、農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合する機械及び装置…「25」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	認定生産方式革新実施計画について、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項又は第8条第1項の農林水産大臣による認定を受けた年月日を記載し、() 内に認定と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		17
「該当条項1」の上段	①	特定地域における工業用機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法45①一～三②、令7旧措置法45①一～三②
「取得価額又は支出金額8」	②	次の事業の区分に応じ、次の取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 (1)イ、(2)イ及び(3)のうち取得価額の合計額により要件を満たすものは「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載し、(1)ロ及び(2)ロのうち取得価額の合計額により要件を満たすものは「その他参考となる事項17」にその合計額を記載します。 (1) 措置法第45条第1項の表（以下17において「表」といいます。）の第1号又は第2号の第3欄に掲げる事業…次のいずれかに該当するもの イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（表の第2号の第3欄に掲げる事業にあっては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの (2) 表の第3号の第3欄に掲げる事業…次のいずれかに該当するもの イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円を超えるもの ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が50万円を超えるもの (3) 措置法第45条第2項に規定する事業…一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあっては、2,000万円）以上のもの イ 資本金の額若しくは出資金の額（以下17において「資本金の額等」といいます。）が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）…500万円 ロ イ又はハに掲げる法人以外の法人…500万円（当該一の生産等設備が新設又は増設による取得等に係るものである場合には、1,000万円） ハ 資本金の額等が5,000万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）…2,000万円
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	(1) 一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が20億円を超える場合に、「14」のうちに占める個々の工業用機械等の「8」の金額の割合を20億円に乗じて計算した金額を記載します。 (2) 一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額が10億円を超える場合に、「14」のうちに占める個々の旅館業用建物等の「8」の金額の割合を10億円に乗じて計算した金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 表の第1号の第2欄に掲げる区域（産業イノベーション促進地域の区域）内において一定の事業の用に供するもの イ 機械及び装置並びに器具及び備品…「34」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「20」 (2) 表の第2号の第2欄に掲げる区域（国際物流拠点産業集積地域の区域）内において一定の事業の用に供するもの イ 機械及び装置…「50」 ロ 建物及びその附属設備…「25」 (3) 表の第3号の第2欄に掲げる区域（経済金融活性化特別地区の区域）内において一定の事業の用に供するもの イ 機械及び装置並びに器具及び備品…「50」 ロ 建物及びその附属設備…「25」 (4) 措置法第45条第2項に規定する地域内において一定の事業の用に供する建物及びその附属設備…「8」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	次の場合に、その合計額を記載します。 なお、(1)及び(2)に該当する場合には、(2)の合計額を記載します。 (1) 取得価額の合計額により要件を満たす場合（(2)の(1)ロ及び(2)ロのものを除きます。） (2) 取得価額の合計額が上限額（20億円又は10億円）を超える場合

番号		17
		②の(1)ロ及び(2)ロのうち取得価額の合計額により要件を満たすものは「その他参考となる事項17」にその合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	特定地域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	次の区域若しくは地区又は地域の区分に応じそれぞれ次の年月日及び区分を記載します。 (1) 表の第1号の第2欄に掲げる区域…産業高度化・事業革新措置実施計画について沖縄振興特別措置法第35条の3第1項又は第6項の沖縄県知事による認定を受けた年月日、認定 (2) 表の第2号の第2欄に掲げる区域…国際物流拠点産業集積措置実施計画について沖縄振興特別措置法第42条の2第1項又は第6項の沖縄県知事による認定を受けた年月日、認定 (3) 表の第3号の第2欄に掲げる区域…経済金融活性化措置実施計画について沖縄振興特別措置法第55条の4第1項又は第6項の沖縄県知事による認定を受けた年月日、認定 (4) 措置法第45条第2項に規定する地域…適用を受ける設備が沖縄振興計画に定められた一定の事項に適合するものである旨について沖縄県知事による確認を受けた年月日、確認 なお、この場合、確認を受けた旨を証する書類の添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 対象事業の用に供する設備について、新設又は増設に係るものである場合には「新設」又は「増設」と、それ以外のものである場合には「新增設以外」と記載します。 (2) ②の(1)ロ及び(2)ロのうち取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。(例：機械装置等の取得価額の合計額〇円) (3) 措置法第45条第2項の規定の適用を受ける法人が中小規模法人（資本金の額等が5,000万円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者に該当するもの又は他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を除きます。）をいいます。以下17において同じです。）に該当する場合には「中小規模法人」と、中小規模法人に該当しない場合には「非中小規模法人」と記載します。 なお、「非中小規模法人」に該当する法人が取得等をした設備が「新設」又は「増設」に該当しない場合には、この制度の適用はありません。

番号		18
「該当条項1」の上段	①	特定地域における産業振興機械等の割増償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法45③一～三、令6旧措置法45③四、令5旧措置法45③二～四、令3旧措置法45②四
「取得価額又は支出金額8」	②	次の設備の区分に応じ、次の取得価額の合計額の要件を満たすものである必要があります。 取得価額の合計額により要件を満たすものは、「資産の取得価額等の合計額14」にその合計額を記載します。 (1) 措置法第45条第3項の表（以下18において「表」といいます。）の第1号若しくは第3号、令和6年改正前の措置法第45条第3項の表（以下18において「令6旧表」といいます。）の第4号又は令和5年改正前の措置法第45条第3項の表（以下18において「令5旧表」といいます。）の第3号若しくは第4号の下欄に掲げる設備…次の事業の区分に応じそれぞれ次に定めるもの イ 製造業又は旅館業…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあっては、2,000万円）以上のもの (イ) 資本金の額若しくは出資金の額（以下18において「資本金の額等」といいます。）が5,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）…500万円 (ロ) (イ)又は(ハ)に掲げる法人以外の法人…1,000万円 (ハ) 資本金の額等が1億円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1億円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）…2,000万円 ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上のもの (2) 表又は令5旧表の第2号の下欄に掲げる設備…次の事業の区分に応じそれぞれ次に定めるもの イ 製造業又は旅館業…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当する法人にあっては、2,000万円）以上のもの (イ) 資本金の額等が1,000万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が1,000万円を超える法人に該当するものを除きます。）…500万円 (ロ) (イ)又は(ハ)に掲げる法人以外の法人…1,000万円 (ハ) 資本金の額等が5,000万円を超える法人（他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を含みます。）…2,000万円 ロ 農林水産物等販売業又は情報サービス業等…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上のもの (3) 令和3年改正前の措置法第45条第2項の表（以下18において「令3旧表」といいます。）の第4号の下欄に掲げる設備…一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超える中小企業者の地域資源活用製造業の用に供される設備については、1,000万円）以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) (2)以外の産業振興機械等 イ 機械及び装置…「32」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「48」 (2) 令3旧表の第4号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等 イ 機械及び装置…「24」 ロ 建物及びその附属設備並びに構築物…「36」
「資産の取	⑤	取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。

番号		18
得価額等の 合計額14」		
「区域の名称等15」	⑥	特定地域の名称 令和5年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等につきこの制度の適用を受ける場合、表の第2号及び第3号並びに令6旧表の第4号の上欄に掲げる地区から表の第1号に掲げる地区に該当する地区が除かれていますので、同号に掲げる地区に該当する地区については、同号に掲げる地区として記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 対象となる産業振興機械等に係る表の各号、令6旧表の第4号、令5旧表の第2号から第4号まで又は令3旧表の第4号の下欄に掲げる設備が、産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、その産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した年月日を記載し、() に確認と記載します。 なお、この制度の適用を受ける最初の事業年度である場合は、その市町村の長が確認した旨を証する書類の添付が必要となります。 (2) 令和5年4月1日以後に取得等をした表の第3号の下欄に掲げる設備を構成する産業振興機械等につきこの制度の適用を受ける場合（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）附則第8条第6項の規定の適用を受ける場合を除きます。）に、離島振興対策実施地域として指定された地区内の都道府県が、その定める離島振興計画につき主務大臣から離島振興法第4条第14項の規定による通知（その離島振興計画が変更された場合には、同条第15項の規定において準用する同条第14項の規定による通知）を受けた年月日を記載し、() 内に通知と記載します。 なお、令和5年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、都道府県が主務大臣からこの通知を受けていない場合（同令附則第8条第6項の規定の適用を受ける場合を除きます。）には、この制度の適用はありません。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 措置法第45条第3項、令和6年改正前の措置法第45条第3項、令和5年改正前の措置法第45条第3項又は令和3年改正前の措置法第45条第2項の規定の適用を受ける法人が中小規模法人（資本金の額等が5,000万円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（適用除外事業者若しくは通算適用除外事業者）に該当するもの又は他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が5,000万円を超える法人に該当する場合における通算法人を除きます。）をいいます。以下18において同じです。）に該当する場合には「中小規模法人」と、中小規模法人に該当しない場合には「非中小規模法人」と記載します。 (2) 取得等をした設備につき、新設又は増設に係るものである場合には「新設」又は「増設」と、それ以外のものである場合には「新增設以外」と記載します。 なお、「非中小規模法人」に該当する法人の取得等をした設備が「新增設以外」に該当する場合には、この制度の適用はありません。

番号		19
「該当条項1」の上段	①	医療用機器等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法45の2①～③
「取得価額又は支出金額8」	②	次の減価償却資産の区分に応じ、次の取得価額要件を満たすものである必要があります。 なお、措置法第45条の2第3項の規定の適用を受ける場合の建物及びその附属設備にあつては、取得価額要件は、設けられていません。 (1) 措置法第45条の2第1項の規定の適用を受ける場合の医療用の機械及び装置並びに器具及び備品…1台又は1基の取得価額が500万円以上のもの (2) 措置法第45条の2第2項の規定の適用を受ける場合の器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びにソフトウェア…器具及び備品にあつては1台又は1基、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のもの
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 医療用機器…「12」 (2) 勤務時間短縮用設備等…「15」 (3) 構想適合病院用建物等…「8」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	構想適合病院用建物等にあつては、構想区域等の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 措置法第45条の2第2項の規定の適用を受ける場合に、医師等勤務時間短縮計画を作成するに当たって、相談機関から助言を受けた年月日を記載し、（ ）内に助言と記載します。 なお、その医師等勤務時間短縮計画の写しの添付が必要となります。 (2) 措置法第45条の2第3項の規定の適用を受ける場合に、構想区域等に係る医療法第30条の14第1項の協議の場における協議に基づく医療法第30条の13第1項に規定する病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて、その構想区域等に係る都道府県知事の確認を受けた年月日を記載し、（ ）内に確認と記載します。 なお、その構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類の添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		20
「該当条項1」の上段	①	事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
「該当条項1」の中段・下段		令6旧措置法46①、令5旧措置法46①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 機械及び装置 イ 令和5年4月1日以後に認定を受けた事業再編計画に記載されたもの…「35」 ロ 令和5年4月1日前に認定を受けた事業再編計画に記載されたもの…「40」 (2) 建物及び建物附属設備並びに構築物 イ 令和5年4月1日以後に認定を受けた事業再編計画に記載されたもの…「40」 ロ 令和5年4月1日前に認定を受けた事業再編計画に記載されたもの…「45」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	事業再編計画について、農業競争力強化支援法第18条第1項又は第19条第1項の主務大臣による認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 なお、この制度の適用を受ける最初の事業年度である場合は、対象となる事業再編促進機械等が記載された認定事業再編計画に係る申請書の写し及び認定書の写しの添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 認定事業再編計画に係る農業競争力強化支援法第18条第3項第2号の事業再編の実施期間を記載します。 (2) 令和5年4月1日以後に事業再編計画の認定を受けた場合において、実施しようとする農業競争力強化支援法第2条第5項に規定する事業再編の類型が「保有する施設の撤去又は設備の廃棄」以外である場合には、「設備廃棄等非該当」と記載してください。 なお、同日以後に事業再編計画の認定を受けた場合において、類型が「保有する施設の撤去又は設備の廃棄」に該当するときは、この制度の適用はありません。

番号		21
「該当条項1」の上段	①	輸出事業用資産の割増償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法46①、令6旧措置法46の2①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 機械及び装置…「30」 (2) 建物及び建物附属設備並びに構築物…「35」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	(1) 輸出事業計画について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第37条第1項又は第38条第1項の農林水産大臣による認定を受けた年月日を記載し、() 内に認定と記載します。 (2) 認定輸出事業計画について、認定の取消しがあった場合には、その認定の取消しがあった年月日を記載し、() 内に取消しと記載します。 (3) この制度の適用を受けようとする事業年度の輸出事業用資産に係る農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第8条第1項の証明がされた年月日を記載し、() 内に証明と記載します。 なお、この制度の適用を受ける各事業年度において、同項の証明書の写しの添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	令和6年4月1日以後に取得等をした減価償却資産について措置法第46条第1項の規定の適用を受ける場合において、その減価償却資産が開発研究の用に供されるものでないときは、「非開発研究用」と記載します。 なお、同日以後に取得等をし、開発研究の用に供される減価償却資産については、同項の規定の適用はありません。

番号		22
「該当条項1」の上段	①	特定都市再生建築物の割増償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法47①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 特定都市再生緊急整備地域内において都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの…「50」 (2) 特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において都市再生事業により整備される建築物のうち一定のもの…「25」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	措置法規則第20条の21第1項の国土交通大臣による証明がされた年月日を記載し、() 内に証明と記載します。 なお、この制度の適用を受ける最初の事業年度である場合は、この証明に係る証明書並びに特定都市再生建築物に係る確認済証の写し及び検査済証の写しの添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 措置法令第29条の2第1項第1号に規定する事業区域（以下22において「事業区域」といいます。）内において整備される建築物の延べ面積（平方メートル）又は地上階数（階）を記載します。（例：整備延面積〇平方メートル、地上階数△階） (2) 事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積に占める割合を記載します。（例：整備土地割合〇％） (3) 措置法令第29条の2第1項第3号に規定する都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額を記載します。

番号		23
「該当条項1」の上段	①	倉庫用建物等の割増償却
「該当条項1」の中段・下段		措置法48①、令6旧措置法48①、令4旧措置法48①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 令和4年4月1日以後に取得等をしたもの…「8」 (2) 令和4年4月1日前に取得等をしたもの…「10」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	物資の流通の拠点区域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 倉庫用建物等について、国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含みます。以下23において同じです。）のその所在地が措置法令第29条の3第1項に規定する区域内であること及び倉庫用建物等に該当するものであることの証明がされた年月日を記載し、（ ）内に証明と記載します。 なお、この制度の適用を受ける最初の事業年度である場合は、この証明に係る書類の添付が必要となります。 (2) この制度の適用を受けようとする倉庫用建物等が令和6年4月1日以後に取得等をしたものである場合には、流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当する特定流通業務施設であることの国土交通大臣又は地方運輸局長の証明がされた年月日を記載し、（ ）内に証明と記載します。 なお、この制度の適用を受ける各事業年度において、この証明に係る書類の添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 倉庫用建物等について、国土交通大臣又は地方運輸局長の証明番号を記載します。 (2) その減価償却資産が耐火建築物又は準耐火建築物のいずれに該当するかを記載するほか、その減価償却資産が対象資産であることについて参考となる事項を記載します。

番号		24
「該当条項1」の上段	①	特定復興産業集積区域における機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		震災特例法17の2①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 機械及び装置 イ 令和7年4月1日以後に取得等をしたもの…「45」 ロ 令和7年4月1日前に取得等をしたもの…「50」 (2) 建物及びその附属設備並びに構築物 イ 令和7年4月1日以後に取得等をしたもの…「23」 ロ 令和7年4月1日前に取得等をしたもの…「25」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	特定復興産業集積区域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 東日本大震災復興特別区域法第37条第1項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた年月日を記載し、() 内に指定と記載します。 (2) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項の実施状況報告書の復興推進事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関し認定地方公共団体から交付された認定書の年月日を記載し、() 内に認定と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 認定地方公共団体の名称を記載します。 (2) 産業集積事業又は建築物整備事業のいずれかを記載します。 なお、建築物整備事業である場合には、この制度の対象資産は建物及びその附属設備に限られます。 (3) 建築物整備事業に係る建物及びその附属設備についてこの制度の適用を受ける場合には、対象となる建物及びその附属設備が震災特例法施行令第17条の2第1号に規定する要件を満たすものである旨を証する書類の添付が必要となります。

番号		25
「該当条項1」の上段	①	企業立地促進区域等における機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		震災特例法17の2の2①一～三
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 機械及び装置…即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。 (2) 建物及びその附属設備並びに構築物…「25」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	企業立地促進区域等の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の福島県知事の認定、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行うことについての福島県知事の指定又は新産業創出等推進事業実施計画の福島県知事の認定を受けた年月日を記載し、() 内に指定又は認定と記載します。 (2) 提出企業立地促進計画、提出特定事業活動振興計画又は提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった年月日を記載し、() 内に提出と記載します。 なお、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下25において「復興庁設置法等改正法」といいます。）附則第13条第1項の規定の適用がある場合には、復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第18条第4項の規定による同条第1項に規定する企業立地促進計画の提出のあった年月日を記載し、() 内に提出と記載します。 (3) 企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示（福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます。）の全てが解除された年月日を記載し、() 内に解除と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	

番号		26
「該当条項1」の上段	①	避難解除区域等における機械等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		震災特例法17の2の3①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 機械及び装置…即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。 (2) 建物及びその附属設備並びに構築物…「25」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	避難解除区域等の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 避難等指示（福島復興再生特別措置法（以下26において「福島復興特措法」といいます。）第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。以下26において同じです。）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載し、（ ）内に確認と記載します。 (2) 避難解除区域等に係る避難等指示が解除された年月日を記載し、（ ）内に解除と記載します。 (3) 特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった場合に、その年月日を記載し、（ ）内に認定と記載します。 (4) 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった場合に、その年月日を記載し、（ ）内に変更の認定と記載します。 (5) 福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、その解除された年月日を記載し、（ ）内に解除と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	変更の認定により新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については「新規該当区域」と、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域については「新規非該当区域」と、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「継続該当区域」と記載します。

番号		27
「該当条項1」の上段	①	特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		震災特例法17の5①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 中小企業者等（中小企業者又は農業協同組合等をいいます。以下27において同じです。）が取得等をした開発研究用資産（令和7年4月1日以後に取得等をしたものに限りします。）…「45」 (2) 中小企業者等が取得等をした開発研究用資産（令和7年4月1日前に取得等をしたものに限りします。）…「50」 (3) 中小企業者等以外の法人が取得等をした開発研究用資産（令和7年4月1日以後に取得等をしたものに限りします。）…「30」 (4) 中小企業者等以外の法人が取得等をした開発研究用資産（令和7年4月1日前に取得等をしたものに限りします。）…「34」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	特定復興産業集積区域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	東日本大震災復興特別区域法第39条第1項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた年月日を記載し、（ ）内に指定と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) 認定地方公共団体の名称を記載します。 (2) その開発研究用資産の用途について、例えば「新素材の研究開発」、「通信技術の研究開発」等の研究開発の目的を記載します。 なお、その開発研究に係る書類の添付が必要となります。

番号		28
「該当条項1」の上段	①	新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		震災特例法18①
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	「8」の金額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	即時償却制度を適用することとなるため、記載を要しません。
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	新産業創出等推進事業促進区域の名称を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	(1) 新産業創出等推進事業実施計画について、福島復興再生特別措置法第85条の2第1項又は第4項の福島県知事による認定を受けた年月日を記載し、()内に認定と記載します。 (2) 提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった年月日を記載し、()内に提出と記載します。
「その他参考となる事項17」	⑧	その開発研究用資産の用途について、例えば「新素材の研究開発」、「通信技術の研究開発」等の研究開発の目的を記載します。 なお、その開発研究に係る書類の添付が必要となります。

番号		29
「該当条項1」の上段	①	被災代替船舶又は被災代替資産等の特別償却
「該当条項1」の中段・下段		震災特例法18の2①、令5旧震災特例法18の2①一・二
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	(1) (2)以外の被災代替船舶（震災特例法令第18条の2及び令和5年改正前の震災特例法令第18条の2第4号に規定する船舶をいいます。以下29において同じです。）又は被災代替資産等…「8」の金額 (2) 被災代替資産（令和5年改正前の震災特例法令第18条の2第1号から第3号までに掲げる減価償却資産をいいます。以下29において同じです。）である建物（その附属設備を含みます。以下29において同じです。）のうちその床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産である建物の床面積の1.5倍を超えるもの…「8」のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 中小企業者等（中小企業者又は農業協同組合等をいいます。） イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」 ロ 機械及び装置又は船舶…「24」 (2) (1)以外の法人 イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」 ロ 機械及び装置又は船舶…「20」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	やむを得ない事情により令和5年3月31日までに被災代替資産等を事業の用に供することができなかった場合、その被災代替資産等を事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣又は復興局長による確認を受けることにより、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業の用に供した被災代替資産等についてこの制度を適用することができます。 なお、この場合、内閣総理大臣又は復興局長がその旨を確認した書類の添付が必要となります。
「その他参考となる事項17」	⑧	(1) その資産が被災代替船舶、被災代替資産又はこれら以外の資産（以下29において「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、「被災代替船舶」、「被災代替資産」又は「被災区域内供用資産」と記載します。 (2) その資産が被災代替船舶又は被災代替資産である場合には、「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産」及び「被災代替船舶又は被災代替資産」の用途を次によりそれぞれ記載します。（例：被災建物〇〇用、代替建物〇〇用） イ 船舶…「漁船」 ロ 建物…「事務所用」、「工場用」等 ハ 構築物…「鉄道業用」、「発電用」等 ニ 機械及び装置…耐用年数通達付表10の「設備の種類」 (3) その被災代替資産が建物である場合には、「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産」及び「被災代替資産」について、建物全体の床面積をそれぞれ記載します。（例：被災建物〇平方メートル、代替建物〇平方メートル） なお、被災代替資産である建物の床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産である建物の床面積の1.5倍を超える場合に

番号		29
		は、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額が対象となる取得価額となりますので、「対象となる取得価額又は支出金額9」には、その相当する部分の金額を記載します。 (4) その被災代替資産が構築物である場合には、「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産」及び「被災代替資産」の規模をそれぞれ記載します。

番号		30
「該当条項1」の上段	①	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却
「該当条項1」の中段・下段		令3旧震災特例法18の2①一・二
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	その建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	(1) 被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が35年以上である場合…「28」 (2) 被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が35年未満である場合…「20」
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	
「区域の名称等15」	⑥	特定激甚災害地域の市町村名を記載します。
「認定等年月日16」	⑦	
「その他参考となる事項17」	⑧	この制度の適用を受けようとする減価償却資産について、次により記載しますが、その減価償却資産が建物附属設備である場合には、(1)以外の事項については記載を要しません。 (1) その賃貸住宅について、新築時の耐用年数を記載します。(例：耐用年数〇年) (2) その賃貸住宅について、共同住宅又は長屋の区分を記載します。 (3) その賃貸住宅について、耐火建築物又は準耐火建築物の区分を記載します。 (4) その賃貸住宅について、3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。(例：3.3平方メートル当たり〇円) (5) その賃貸住宅の各独立部分の床面積について、床面積とその床面積の戸数を記載します(例：〇平方メートル〇戸、△平方メートル△戸)。 (6) この制度の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものである場合には「生活用設備有」と、それ以外の場合には「生活用設備無」と記載します。 (7) この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものである場合には「被災者向け優先公募有」と、それ以外の場合には「被災者向け優先公募無」と記載します。 (8) この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものである場合には「単身者向け優先公募有」と、それ以外の場合には「単身者向け優先公募無」と記載します。 なお、各独立部分の床面積が全て50平方メートル以上である場合には、記載する必要はありません。 (9) この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当する場合には「適正家賃要件該当」と、それ以外の場合には「適

番号	30
	正家賃要件非該当」と記載します。 (10) 令和3年改正前の震災特例法令第18条の2第2項の要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。(例：要件該当〇戸) (11) この制度の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50平方メートル以上であるものの戸数を記載します。(例：うち50平方メートル以上〇戸)

番号		31
「該当条項1」の上段	①	新たに創設された特別償却又は割増償却の名称
「該当条項1」の中段・下段		その特別償却又は割増償却の該当条項
「取得価額又は支出金額8」	②	
「対象となる取得価額又は支出金額9」	③	
「特別償却率又は割増償却率11」の分子の空欄	④	その特別償却が即時償却制度である場合には、記載を要しません。
「資産の取得価額等の合計額14」	⑤	その特別償却又は割増償却の対象となった資産のうち取得価額の合計額により要件を満たすものについて、その合計額を記載します。
「区域の名称等15」	⑥	
「認定等年月日16」	⑦	
「その他参考となる事項17」	⑧	